

資料 2

規制改革担当大臣提出資料

公金収納を行うコンビニエンスストア等における紙の領収控の保管廃止

令和7年規制改革実施計画

概要

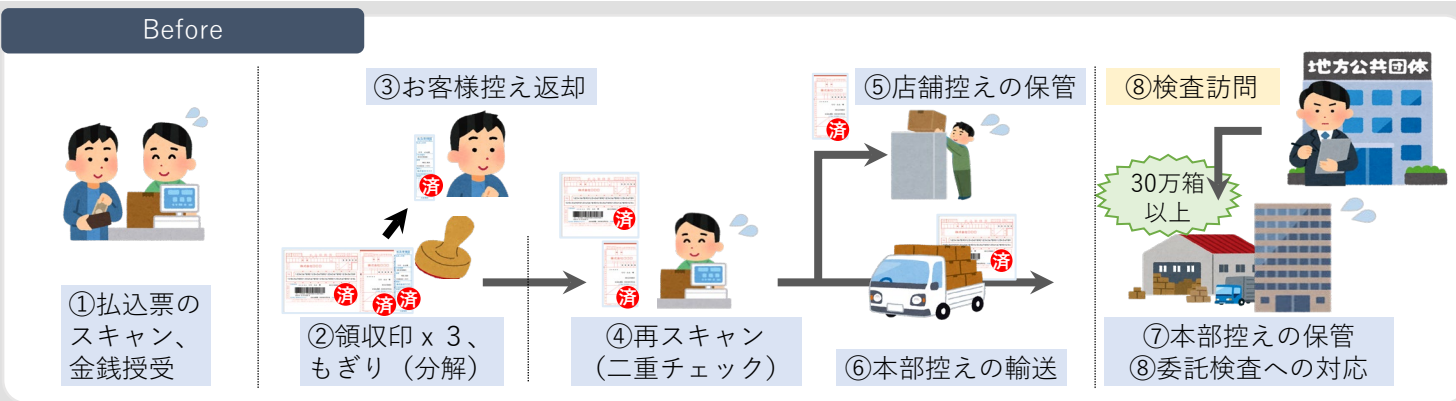
地方自治体との契約にて紙の領収控の保管義務が課される コンビニエンスストア等の公金収納代行業務 について、領収控の電磁的保存を前提とした標準契約書を新たに普及。
 ⇒事業者の 負担軽減・業務効率化のため、紙控への保管を不要とし、デジタル化を促進。

紙の領収控の保管廃止のイメージ

紙控への保管の様子

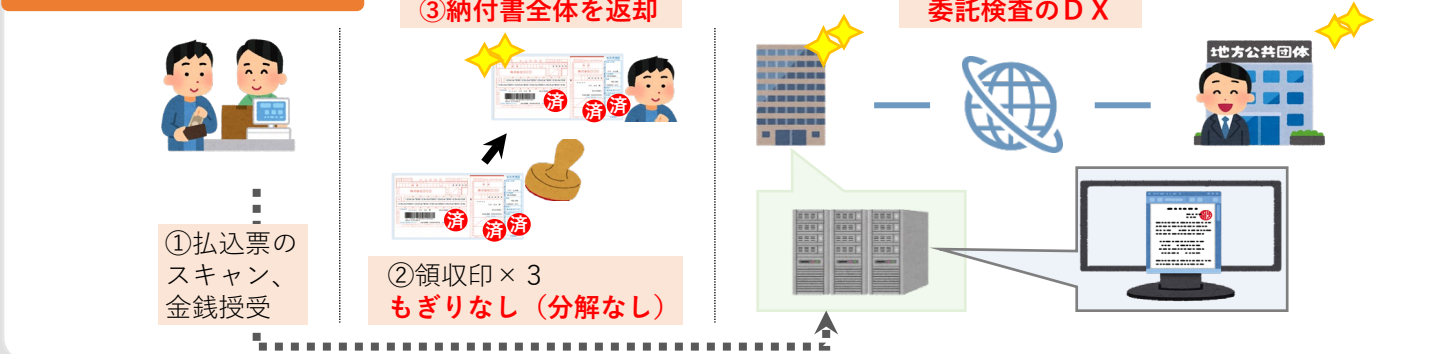


(備考) 日本パブリックアフェアーズ協会より引用。



公金収納委託に関する運用を見直し、電磁的記録での保存・検査等を認め、標準的な委託契約書を定めることにより、委託検査のDXの推進やローカルルールを防止。

After (令和9年4月1日～)



対象の更なる拡大

令和7年規制改革実施計画に基づき、総務省から地方公共団体の公金収納の控への電子情報による保管が可能である旨通知されたことを踏まえ、

コンビニ店頭で受付可能な紙の収納票による支払いの全てについて、運用を見直す

例) 電気・ガス等の公共料金、通信販売商品代金等の支払い